



10月1日  
から

# 市立学校の敷地内が全面禁煙に

子どもたちを受動喫煙の被害から守るため、皆さんのご理解とご協力をお願いします



校庭で元気に遊ぶ子どもたち。その健やかな成長をみんなで支えましょう

たばこと健康の問題への社会の関心が世界的に高まりを見せ、公共交通機関や施設の禁煙対策が急速に進んでいます。

受動喫煙の防止を求める「健

康増進法」(平成15年施行)は、

「多数の者が利用する施設を管

理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止す

るために必要な措置を講ずるよ

う努めなければならない」と定

め、その一番先頭に記載されて

いるのが、学校です。

市教育委員会はこれまで、市

立幼稚園、小中学校施設の禁煙

対策について各校の判断で主体

的に取り組むよう指示してきま

した。現在、70ある市立幼稚園、

小中学校のうち、3園・9校で敷

地内の全面禁煙を、また、6園・

35校で校舎内の全面禁煙を実施

しているほか、残りの園・学校で

も分煙に取り組んでいます。

こうした中、本年3月には「健

康いちのせき21計画」が策定さ

れ、未成年や妊娠婦をたばこの

害から守り、未成年者の喫煙を

認めない環境づくりの取り組み

が、指針として明示されました。

このような流れを受けて、市

教育委員会では受動喫煙防止対

策のあり方を改めて検討し、そ

の結果、市立幼稚園・小中学校施

設の敷地内を全面禁煙とするこ

とにしました。

これは、▽健康教育推進の視

点から教育の場を禁煙とし、喫

煙防止教育の一層の推進を図る

とともに、喫煙習慣を見直し、

教職員の健康づくりを推進する

機会の一助とすることを目的

としています。

今後、各園・学校で実施計画を作成し、保護者をはじめ学校施設利用者や来校者に対して周知

いたします。

皆さんには趣旨をご理解いた

だとき、ご協力を願いします。

[実施範囲]
○場所：市立幼稚園および小中学校敷地内全域
○対象：園・学校敷地内に入りするすべての人
○10月1日から全面実施

※9月末までを準備期間とし、準備が整い次第、各園・学校の判断で順次実施します。

○問い合わせ先  
教育委員会学校教育課

☎ 6593

## 市立学校でいち早く全面禁煙を実施した中里小の取り組みから



中里小学校  
阿部金悦校長  
(16年4月から現職)

「前任の佐藤孝昭校長が、▽子どもの健康教育の増進▽教職員や学校施設を利用する皆さんを含んだ大人への健康の意識の啓発▽学校施設周辺にたばこの吸い殻が多く捨てられていたことに対し、校敷地内の全面禁煙が必要と考え、関係する皆さんと話し合いを行なうなどして、平成15年8月から実施しました。

実施以降、▽校舎内や体育館入り口などに「完全禁煙」の張り紙を掲示し、学校を訪れる人への注意を喚起▽保護者や学校施設を利用する人たちに毎年の会議の際などに説明▽地域の皆さんに校報でお知らせ▽運動会や学習発表会などの大きな行事の際に放送で呼び掛けなど啓発活動を継続して行っています。

学校は学習や運動の場であることはもちろんですが、子どもに健康について指導を行うところでもあります。そうしたことから、学校を挙げて、率先した取り組みを行なってきました。

取り組んで4年目になりますが、地域スポーツなどで学校を利する方たちや少関係者、地域の皆さんのご理解の下、敷地内禁煙は当然のこととして定着し、その意義も評価されています」

20年度  
採用予定

# 市職員採用試験を行います

試験日  
9月16日(日)  
受付期間  
8月1日(水)～17日(金)

合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に得点の高い順に登載された上、採用者が決定されます。

採用は平成20年4月以降となります。

なお、次のは、既に職員として採用が内定している場合であっても採用内定は取り消しとなり、採用されません。

採用見込みの人で平成20年3月31日までに卒業できない人

〇保育士の資格および幼稚園教諭の免許を取得見込みの人で平成20年3月31日までにその両方

を取得できない人

〇歯科衛生士の免許を取得見込みの人で平成20年5月31日までに取得できない人

〇問合わせ先・申込先

●問い合わせ先・申込先

●問合せ先・申込先

●問い合わせ先・申込先

●問い合わせ先・申込先